

市税条例等の一部を改正する条例の制定について

市税条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 7 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の施行に伴うほか，所要の規定整備を行うため。

市税条例等の一部を改正する条例（令和４年伊丹市条例
第 号）

（市税条例の一部改正）

第 1 条 市税条例（昭和 29 年条例第 316 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 8 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 36 条の 3 第 2 項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の右に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2中第24項を第26項とし、第23項を第25項とし、第22項を第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2中第21項を第22項とし、第2項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第22条の3中「。附則第22条の5において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第22条の5を削る。

（市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 市税条例の一部を改正する条例（令和3年伊丹市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の右に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

（都市計画税に関する条例の一部改正）

第3条 都市計画税に関する条例（昭和32年条例第411号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「若しくは第40項」を「，第40項若しくは第44項」に改め，同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に，「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に，「附則第8項，第10項及び第11項」を「附則第9項，第11項及び第12項」に，「附則第10項，第11項及び第13項」を「附則第11項，第12項及び第14項」に，「附則第13項の「農地」を「附則第14項の「農地」に，「附則第13項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に，「附則第14項から第16項まで」を「附則第15項から第17項まで」に，「附則第15項」を「附則第16項」に改め，同項を附則第19項とする。

附則第17項を附則第18項とし，附則第12項から第16項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」に改め，同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし，附則第7項を附則第8項とし，

附則第6項を附則第7項とし，附則第5項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

6 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は，4分の3とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例附則第10条の2の改正規定及び第3条の規定並びに付則第3条及び第4条の規定 公布の日
- (2) 第1条中市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項，第17条の2第3項及び第22条の3の改正規定並びに同条例附則第22条の5を削る改正規定並びに第2条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (3) 第1条中市税条例第33条第4項及び第6項，第34条の8第1項及び第2項，第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項，第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は，前条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し，2号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定

による改正前の市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、2号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第5号に規定する除害施設に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第24項の規定は、令和4年4月1日以後に指定された新法附則第15条第44項に規定する貯留機能保全区域内にある土地に対して課すべき令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 第3条の規定による改正後の都市計画税に関する条例附則第6項の規定は、令和4年4月1日以後に指定された新法附則第15条第44項に規定する貯留機能保全区域内にある土地に対して課すべき令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用する。